

開発事業の計画にあたって①

－市の管理する道路及び水路に関する事前確認事項－

令和3年4月作成
担当 狭山市 管理課・道路雨水課

◎協議区分

管 理 課 | ・市の管理する道路・水路（以下「道水路」という。）の境界確認に関すること

- ・道路法第24条及び第32条に関わる手続き
- ・帰属道路に関わる手続き

道路雨水課 | ・道水路の規格、構造、位置、数量に関すること

- ・道水路の維持管理に関すること
- ・雨水排水に関すること
- ・帰属道路の配置、構造、縦横断勾配、舗装厚、排水施設等に関すること

◎留意事項

- 開発区域内道路や出入口を新設する場合は、接する道路の排水施設等について敷設替えが必要です。
 - L型側溝 ⇒ L型側溝切り下げ
 - U型側溝 ⇒ Zアングル付きボルト固定グレーチング蓋及び両側集水柵
 - 浸透柵や集水柵（取付管を含む）⇒ 撤去及び移設
 - その他構造物 ⇒ 別途協議をお願いします。
 - 排水施設等がない場合 ⇒ 別途協議をお願いします。
- 自動車の出入口は同一敷地につき1箇所を基本とし、交差点や横断歩道等から5メートル以内の設置はできません。
- 雨水処理は、開発区域内での処理となります。区域外へ雨水等が流出しないように計画をお願いします。
- 開発区域が道水路に接する場合は、開発区域と道水路との境界が境界確定成果図等により明確になっていることが必要です。 ※詳細は管理課境界調査担当までお願いします。
- 次のいずれかに該当する場合は、事前に相談をしてください。
 - ① 道水路境界と現地に相違が生じている場合
 - ② 既設側溝を異なる規格製品に敷設替えする場合
 - ③ 集水柵等の移設が想定される場合
 - ④ 築造した道路を市へ帰属する場合 ※別紙【開発事業の計画にあたって②】を参照してください。